

# 教育委員会議事録

平成30年5月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録  
(平成30年5月臨時会)

- 1 日 付 平成30年5月8日(火)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 海野 恵子  
教育委員 松樹 俊弘 教育委員 平井 照江  
教育委員 酒井 道子
- 4 出席職員 教育部長 岡田 尚子 教育部次長 金指 太一郎  
(総務・社会教育担当)  
教育部次長 小宮 洋子 参事兼教育総務 中込 紀美子  
(学校教育担当) 課長  
就学支援課長兼 小林 丈記 教育支援課長兼 和田 修二  
指導主事 指導主事  
教育支援課教育支援担 麻生 仁 学び支援課長兼若 小林 誠  
当課長兼教育支援セン 者支援室長事務取 扱  
ター所長兼指導主事  
学び支援課若者 仲戸川 元和  
支援室主査
- 5 書 記 教育総務課総務 阿部 優文 教育総務課主事 谷田 久美  
係長
- 6 開会時刻 午後3時00分
- 7 付議事件  
日程第1 報告第6号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について  
日程第2 議案第11号 平成31年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」  
について  
日程第3 議案第12号 えびなっ子ICT活用3カ年計画の策定について
- 8 閉会時刻 午後4時20分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会5月臨時会を開会いたします。

今回の署名委員は、海野委員、酒井委員にそれぞれよろしくお願いいたします。

---

○伊藤教育長 初めに日程第1、報告第6号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページでございます。報告第6号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてでございます。

本報告は、海老名市教育委員会関係職員の人事異動につきまして、平成30年5月1日付で発令したため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

資料3ページをお開きください。平成30年5月1日付、主事級1名でございます。

裏面4ページになります。主事級高橋真理子、職員課主事から5月1日付で学び支援課若者支援室に配属となります。今、育児休業中で、5月14日に復職の予定でございます。

説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの報告に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、報告第6号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第6号を承認いたします。

---

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。 日程第2、議案第11号、平成31年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」についての審議を行います。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料5ページでございます。議案第11号、平成31年度使用

「海老名市教科用図書採択基本方針」についてでございます。

本議案は、平成31年度に使用する海老名市教科用図書採択基本方針につきまして審議いただきたいため、上程するものでございます。

7ページ以降の詳しい説明につきましては教育支援課長からいたします。

○教育支援課長 7ページをご覧ください。

平成31年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

海老名市教育委員会は、平成31年度の小学校教科用図書及び中学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択基本方針を、次のとおり定める。

「海老名市教科用図書採択基本方針」

平成31年度の小学校教科用図書及び「特別の教科 道徳」の中学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「平成31年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、種目ごと1種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する。

としております。

1枚おめくりいただいて、平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」の採択日程等について書かれております。このような日程で採択まで進めていきたいと思っております。

5月から読み上げます。第1回採択資料作成委員会を開催します。ここから調査委員会が3回あります。間に教科用図書展示会もあります。7月に第2回採択資料作成委員会を開催し、ここで教育委員会の皆様にご提示する採択資料作成委員会の資料をまとめます。平成31年度使用中学校「特別の教科 道徳」採択決定をするのは7月の下旬、8月にその教科書での需要数報告をしていきたいと考えております。

続いて9ページ、先ほど申し上げたように、海老名市の採択基本方針は、神奈川県採択の基本方針に基づきたいと考えております。その採択方針が9ページでございます。これは神奈川県教育委員会が各市町村教育委員会に宛てた通知でございます。

## 平成31年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について（通知）

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分御配慮くださるようお願いいたします。

「別添のとおり」というのは10ページでございます。

## 平成31年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、平成31年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

とあって、「次のとおり」というのが1枚おめくりいただいた11ページでございます。これも読み上げさせていただきます。

### 1 平成31年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

(1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、そ

それぞれの「教科書目録（平成31年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。

(2)教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。

とあります。ここの文中に出てくる「教科用図書選定審議会等」という部分が海老名市の場合は採択資料作成委員会となります。作成委員会では、種目ごとの種類を絞り込むことなく、調査結果を報告いたします。

(3)については海老名市では該当しないので、割愛させていただきます。

(4)採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。

(5)採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択に当たっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。

(6)神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校用教科用図書調査研究の結果（平成27・28・29・30年度用）、中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の結果（平成28・29・30・31年度用）、「小学校特別の教科 道徳」に係る小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成30・31年度用）及び「中学校特別の教科 道徳」に係る中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（平成31・32年度用）等を利用し、採択すること。

ということが書かれております。

2番に行きます。これが大変大事なところですよ。

## 2 教科用図書採択基準について

- (1)各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2)採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3)採択地区における学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択すること。

となっております。

12ページに行きます。

## 3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法（例）について

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1)教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2)教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3)審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

ア 教育委員会

イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他

- (4)審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5)調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6)調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7)その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

ここに出てくる「審議会」が、先ほど申し上げたように海老名市採択資料作成委員会となります。

4番については該当しないので、割愛いたします。

5番については、平成31年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点としてこのように掲げられております。ここでは割愛させていただきます。

17ページをごらんください。

#### 6 中学校「特別の教科 道徳」に係る平成31年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について

平成31・32年度に使用される中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

##### (1)教科・種目と共通する観点

##### ア 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

内容は割愛させていただきます。

##### イ かながわ教育ビジョンとの関連

○教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。

- ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
- ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
- ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

##### ウ 内容



エ 構成・分量・装丁

オ 表記・表現

このような観点が掲げられております。

(2)「特別の教科 道徳」に係る観点

道徳的な課題を生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」につながる内容構成になっているか。

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考える工夫がされているか。

問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等は適切に取り上げられているか。

道徳の教科書を採択するための観点として掲げております。

7は割愛させていただきます。

22ページをごらんください。

8 平成31年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書選定に係る調査研究資料について

平成31年度使用小学校教科用図書の選定に係る調査研究資料は、新たに文部科学大臣の検定を経た教科書がないことに鑑み、小学校用教科用図書調査研究の結果（平成27・28・29・30年度用）をもって充てる。

となっております。

続いて、23ページからは文部科学省が神奈川県教育委員会に宛てた通知でございます。教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）が書かれております。全て読み上げません。重要などころのみ読み上げさせていただきます。

23ページの中段「このため」からです。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密

な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

と書かれております。

下段の部分、下から3行目の部分ですけれども、

平成30年度を含めて今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

という通知が来ております。

24ページからはその詳細が書かれております。タイトルの部分だけ読み上げさせていただきます。

#### (1)教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

書かれております。この中で2つ目の○の「このため」とあります最後の部分ですけれども、

特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

と書かれております。

25ページは(2)教科書見本の取扱いについての説明文がございます。

26ページには(3)過大な宣伝活動等への対処について書かれております。

28ページには(4)検定申請本の取扱いについて、また(5)教科書発行者との関係についてが書かれております。

29ページには(6)文部科学省への情報提供について書かれております。

29ページの中段、2.教科書採択方法の改善についてを読み上げさせていただきます。

## 2.教科書採択方法の改善について

### (1)採択権者の判断と責任について

○ 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

○ 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

とあります。これを踏まえて、教育委員の皆様には、教科書見本を早急に送付させていただきたいと考えております。

30ページには(2)教科書の調査研究の充実について書かれております。また(3)教科書の採択期限について書かれております。

31ページ、(4)同一の教科書の採択期間について書かれております。その中の2つ目の○の「また」の部分からです。

また、平成33年度から新しい中学校学習指導要領が実施される予定であるが、その場合には、平成30年度に新たに採択されることとなる中学校「特別

の教科「道徳」の教科書に関しては、無償措置法施行令第15条第2項及び第3項の規定に基づいて、平成31年度及び平成32年度の2年間同一の教科書を採択しなければならないこととなること。

と書かれております。

同じく31ページは(5)教科書採択に関する情報の公表について書かれております。4行目からです。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

と書かれております。

おめぐりいただいて32ページ、3番について読み上げさせていただきます。

### 3. 平成30年度の教科書採択における留意事項について

平成30年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

#### (1) 小学校用教科書について

- 平成30年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する小学校用教科用図書目録（平成31年度使用）に登載されている教科書のうちから平成31年度に使用する教科書を採択しなければならないこ

と。

## (2) 中学校用教科書について

- 平成30年度においては、中学校「特別の教科 道徳」の教科書について新たに採択を行うこととなるが、それ以外の教科書については、学校教育法附則第9条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に平成29年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

と書かれております。

35ページからは、平成31年度使用教科書の採択事務処理について（通知）が文部科学省から神奈川県教育委員会に届いたものを載せております。必要な部分、重要な部分のみ、抜粋させていただきます。

36ページ

## 記

### 1 採択に当たっての留意事項について

#### (1) 小学校用教科書の採択について

平成30年度においては、「特別教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこと。

なお、「平成31年度使用小学校用教科書の採択について」（平成29年10月13日事務連絡）により周知したとおり、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成25年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。

とされております。

#### (2) 中学校用教科書の採択について

平成30年度においては、新たに「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行うこと。

が改めて書かれております。

その他の部分は採択の事務処理について書かれておりますので、後ほどご高覧いただきたいと思っております。

最後に41ページ、ここにこれまで、そしてこれからの採択の周期が記号で書かれております。平成30年度のところを見ていただいて、採択の欄、小学校には△がつけられております。△は直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度。中学校には▲がついております。これは直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度となっております。まとめますと、今年度は、小学校の道徳以外の教科書の採択及び中学校の「特別の教科 道徳」の採択を行うものとなっております。説明は以上です。

○伊藤教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

教科書採択のたびに国から出て、県から出て、それを受けて海老名市でそのような形で。ただ、採択地区として私ども海老名市は単独ですので、委員さん方と私どもで調査員会の報告、採択資料作成委員会がまとめたものの報告を受けて、皆さんで審議するという形になると思っております。

○海野委員 中学校と小学校は違うと思うのですが、昨年度、小学校の道徳の教科書を採択させていただいて、学校によってそれぞれ、先生方の工夫で道徳の授業が行われているようですが、先生方が教科書を使うに当たって感想というか、こうしてほしいとかいうのがあるようでしたらお聞かせいただきたいと思っております。

○伊藤教育長 教科書を使って、まだ1カ月しかたっていない状況ですけれども、学校現場から何か声が届いていますか。

○教育支援課長 やはり道徳に教科書ができたという感覚にまず戸惑いがある。子どもたちにもあるようで、いつもだと、道徳って手ぶらで、ランドセルに何も入れずに学校に行っていたところが、今度は教科書を持っていくということで、子どもたちにはそのような戸惑いがある。先生方にとっては、やはり考え、議論する道徳というテーマがあるのです。そこで大分研究は進めているとは思いますが。今までのような道徳の副読本等に出てくる主人公の心情の読み取りではなく、考え、議論する授業を心がけていると聞いております。

○海野委員 2クラスあるのですけれども、授業のたびに先生が変わるのです。だか

ら、先生の考えがそれぞれ違うでしょうから、今回の授業は隣のクラスの先生が来て、交代して授業に取り組んでいるそうです。学校ごとにそうやっているいろいろなお考えのもとに、子どもたちが影響されるのかなと思いますから、工夫されているのかなと思いました。

○伊藤教育長 海野委員のお話は、今後の採択そのものには関りはないけれども、採択する上で参考になるようなことがあったら、和田教育支援課長、小学校の教科書を使用した上での声を集めていただいて、委員の皆さんにも聞かせていただけると参考になると思います。海野委員、そういうことでよろしいですか。

○海野委員 そうですね。お願いします。

○伊藤教育長 和田教育支援課長、よろしいですか。

○教育支援課長 はい。

○伊藤教育長 よろしく申し上げます。

○松樹委員 先ほどご説明のあった海老名の採択資料作成委員会の構成メンバーを教えてくださいたいです。

○教育支援課長 先ほどの説明の中でも若干出てきたのですが、海老名市の採択資料作成委員会のメンバーとして考えているのは、教育委員会の代表、校長会の代表、教職員の代表、その他保護者等も交えて10名ほどで構成したいと考えております。

○松樹委員 もう1点教えていただきたいのですが、教科用図書展示会があるかと思うのですが、どれぐらいの期間で、場所はどこを予定しているのか。わかる範囲で構いませんのでお教えてください。

○教育支援課長 教科用図書展示会については、6月の最終週にこどもセンター2階において市民向けの展示を行う予定でございます。

○伊藤教育長 それはどこかで広報されるのでしょうか。

○教育支援課長 「広報えびな」で広報されます。

○伊藤教育長 「広報えびな」で教科用図書の展示を行っていますということが市民に向けてちゃんと報告されるのか。

○酒井委員 道徳が教科化されて、まだ時間がたっていないので、先生方も授業を進められるのが大変なのかなと思うのですが、そこら辺はどのように海老名市として研究していらっしゃるのか、お聞かせ願えますか。

○教育支援課長 教職員向けの研修は必要だと思っております。今年度、海老名市教育委員会が主催する教職員向けの研修に道徳というものを多く取り込んでおります。具体的には今週の金曜日に海老名小学校で実際に道徳の教育を深く研究されている方に子どもたちへの模擬授業を行っていただいて、それを約100名近い海老名市の先生たちが見に来られる。場所は体育館です。あとは夏のひびきあう教育研究発表大会が海老名市文化会館大ホールで行われるのですけれども、そこには先生方、原則として全員参加なのですが、そこでも道徳をテーマとした講演を開催する予定です。

○酒井委員 ありがとうございます。

○伊藤教育長 やりながらというのは言葉が変ですけれども、研修を積みながら、よりよく改善していくことになるかと……。

ただ、小学校の教員は、いろいろなことが新しく入ってくると、ちゃんと職務を果たしますので大丈夫です。でも、更に良くするために来週、海老名小学校で模擬授業をするのですけれども、参観者が多くて入りきれないから、体育館で授業をしてもらい、周りで先生たちがわっと見るような状況にならざるを得ない。よく国立の附属の小学校などで授業研究をやると体育館で授業をして、参観者が多いので、教室に入りきらなくて、そんな形でやるのですけれども、これは希望研修ですか。

○教育支援課長 はい。ただ、全ての学校から必ず1名以上は参加をいただいています。

○伊藤教育長 小学校は13校だから、13名でもいいんだよね。

○教育支援課長 はい。

○伊藤教育長 規定上は小学校だったら。でも、それが100何名ぐらい……。

○教育支援課長 100名近いと聞いております。

○伊藤教育長 先生方の関心が高いです。

○平井委員 一般市民や保護者の方の意識が教科書採択は非常に高くなっていると最近感じます。ですから、今この文章をいろいろ項目別に読ませていただいたり、説明を聞いたりすると、やはり採択側としたら非常に気持ちが引き締まる思いがします。その中に入ってしまったときは、そういう意識ではいますけれども、改めてこういう文書を読んでも、1教科選ぶにも非常に慎重なものが必要になってくるし、書いてあるように、やはり説明責任をきちんと果たせるようなものを持って選んでいかなければいけないと身の引き締まる思いを改めてしています。



○伊藤教育長 委員さん方には見本本というか、資料としての教科書はいつぐらいに配付できますか。

○教育支援課長 今月下旬にはお届けできると思います。

○伊藤教育長 その後、またそれぞれでもご研究いただき、私も含めて5人でも途中で教科書を開いて進めて、平井委員が言うように決めるということは本当に重い作業というか、大変な作業です。でも、5人いますので、5人で力を合わせて、互いにいろいろ意見を出し合ったり、勉強し合ったりしてやっていこうかなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、その日程等は教育委員と教育総務課でよろしいですか。調整して、勉強会等の日程も定めていただければと思いますのでお願いします。

○松樹委員 最後に確認なのですが、採択の方法ですが、昨年と変わらず、挙手制という形でしょうか。

○伊藤教育長 私どもはそのように考えております。

○松樹委員 私もそのほうが責任の所在がはっきりするかなと思っていただきますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

○伊藤教育長 過去には委員の投票というのがあったのですが、挙手でよろしいですか。

○海野委員 はい。

○伊藤教育長 酒井委員はどうですか。

○酒井委員 はい。

○伊藤教育長 これも教育委員会としてこのような方法で行いますということで、皆さんが賛同していただければその方法で行います。昨年を参考にしますと、私の考えとしては挙手ということで採択したいと思いますので、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 これはまだ決定ではなく、その方向でということをお願いいたします。

○松樹委員 はい。

○海野委員 教科書採択は何回かやらせていただいて、本当に重大なことをしているのだなということを最近つくづく感じます。

○伊藤教育長 でも、いろいろな本を読むのも、すごくおもしろいというか……。

○海野委員 楽しいですね。

○伊藤教育長 例えば国語にしても、算数にしても、教科書教科書で違いというか、悪い意味ではなくて、本当に特色があるから、ああ、こうやって教科書はつくられるのだなど。実を言うと文部科学省の検定本、検定を通っているのも、我々はどこの教科書を採用してもいいわけです。でも、いろいろ違いがある中、いろいろなものがあるのだなどというのは、読むとおもしろいというのは表現、言葉があれですけども、やはりおもしろいですよね。

○海野委員 道徳は各社同じような感じで作られているので、どれを選んでも同じかと思うのですが、やはりそれぞれ感じるものがありますね。

○伊藤教育長 そういう意味では、私としては、皆さんといろいろな意見交換するのも1つのいいことかなと感じています。教育委員会としても大事なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにご質問ないようですので、議案第11号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第11号を原案のとおり可決いたします。

---

○伊藤教育長 続きまして日程第3、議案第12号、えびなっ子ICT活用3カ年計画の策定についての審議を行います。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料43ページでございます。議案第12号、えびなっ子ICT活用3カ年計画の策定についてでございます。

本議案につきましては、えびなっ子ICT活用3カ年計画の策定についてご審議いただきたいため、議決を求めるものでございます。

45ページをお開きください。策定理由でございます。グローバル化や急速な情報化に対応し、みずからの可能性を最大限に発揮できる人材を育てることを目標に、平成30年度よりえびな型学校ICTの将来構想を総合的に推進したいため、策定したいものでございます。

策定案は、別添のえびなっ子ICT活用3カ年計画のとおりです。

その他の欄にもありますけれども、市長部局には平成30年6月26日の最高経営会議に報告予定としております。

内容につきましては教育支援課長から説明をいたします。

**○教育支援課長** まず、3カ年計画の前に別紙として、えびな型学校ICTの将来構想という紙を載せさせていただきました。これは、これからの海老名市の学校ICTをこのようなイメージで進めていきたいという構想を描いたものでございます。新たな学校ICTを進めていくわけですから、当然さまざまなこれまでとは違う学びが待っていることとなります。

まずは、上の四角の中にはICT、タブレットが入ることにより「授業を変える 学び方が変わる」ということで、そこに書かれているようなことができるようになる。そして下の点線の中には、今後このようなものにICTを活用していきたいというふうなイメージを載せさせていただきました。

下のところには、今後タブレット型パソコンをこのような形で整理していきたいというステップ図を載せてあります。まずは今、Step1は今年の小学校の段階でございます。これからStep2、そして将来的にはStep3に向かって新たな学びを構築していきたいと考えております。この基本構想を踏まえて、えびなっ子ICT活用3カ年計画をごらんいただきたいと思います。

まず50ページです。この3カ年計画の目標を掲げております。ICT機器を主体的に活用して、仲間とコミュニケーションを図りながら課題発見・解決できるえびなっ子の育成をゴールとしております。そこに行くまでの手だてとして3つの柱があります。①9年間の学習計画の策定－えびなっ子が身につけるべき能力と発達段階に応じた学習内容の明確化－、②ICT環境の再整備－ICT機器を活用した学習活動が可能となるICT環境の再整備－、③教職員の活用力向上－教職員のICT活用力育成のための研修や協議会の充実－となっております。

51ページは今のものを図にして、イメージしやすくしたものでございます。今の①から③が3本の柱となり、グローバル化や急速な情報化に対応し、自らの可能性を最大限に発揮できる人材の育成を理念として、めざす子どもの姿に向かっていきたいと考えております。詳細については、この後、ご説明いたします。

52ページは、まず①の柱、9年間の学習計画の策定についての詳細でございます。ここでは、発達段階に応じた9年間の学習計画を策定していきたいというものです。

内容といたしまして、情報リテラシー教育はスキルのようなものを段階的に身につけていきたい。情報モラル教育は、インターネット社会の中で気をつけなければいけないこと等の問題について教育をしていきたいというものです。3つ目としてプログラミング教育は、小学校の低学年から順次プログラムまたはプログラミング的思考を育てていきたいということで、外部人材等の連携も積極的に進めていきたいと考えております。この中で情報モラル教育なのですが、海老名市の場合、全国と比べて、携帯電話、スマホの所持率が大変高いという地区でございます。そのような中で、ネットを通じた問題が起きないように十分な発達段階に応じた教育をしてまいりたいと考えております。

53ページ、②ICT環境の再整備。平成30年度は海老名市がタブレットを初めて導入するタブレット元年でございます。そのような状況も踏まえて、今後このような再整備を行っていきたいというものを書いたものです。内容としてはタブレット型PCの導入、これまで小学校にあったパソコン教室を順次廃止していき、新たに可動式のタブレット型のパソコンを導入してまいります。これによって学習の幅が広がると考えております。中学校PC室の活用、中学校PC室は現状のまま40台のデスクトップパソコンを配置いたします。このパソコンを有効的に活用して、プログラミング学習、または地域の方々のパソコン教室への活用を考えてまいります。教室ICT環境の充実、現在海老名市内では各教室に大型提示装置、大型テレビまたはプロジェクターを配置できております。これを有効に活用して、今までの授業を未来型へ変えていきたいというプランでございます。情報指導員の導入、現在海老名市では週に1日ほど情報支援員という方、情報インストラクターが各学校に配置されております。新たに十分な研修を受けた知識や指導技術を兼ねた情報指導員を配置することによって、プログラミング教育を実際に情報支援員と学級担任等が連携しながら進めてまいりたいと考えております。

54ページ、③教職員の活用力向上、ICT環境が充実したとはいえ、先生の指導力が上がらないということは考えられませんので、教職員の活用力の向上を図ってまいりたいと思います。具体的には、学校ICT活用推進協議会を立ち上げます。これは各校1名、合計19名、この中には校長先生3名、教頭先生2名を含んでおります。つまり全ての学校から1名ずつ出ただいて、海老名市のICT活用について協議を行ってまいりたいと思います。また、ICT計画を考えてまいりたいと考えておりま

す。タブレット活用研修会は、小学校に実際に今年度よりタブレットが導入されるわけですが、その導入に合わせて、全ての小学校に指導主事または業者の方と一緒に向いて、その使い方または活用方法について実践的な研修を行いたいと思っております。ICT活用講座については、夏休みの希望講座として、ぜひICT活用の授業をリードしてくれる先生に参加していただき、そこから活用の幅を広げてまいりたい、体験型の研修を行っていきたくと考えております。

55ページ、56ページについては、それぞれの3本の柱のスケジュールというか、ロードマップという形で載せさせていただきました。これはごらんいただきたいと思っております。説明は以上です。

**○伊藤教育長** ただいまえびなっ子ICT活用3カ年計画を海老名市教育委員会として定めたいということがございます。それに伴っての将来構想が担当から説明がありましたけれども、目を通していただき、ご質問、ご意見等ありましたらお出しただければと思います。

海老名市はパソコン教室でパソコンを設置するのはかなり早い段階で進められていたのですが、情報機器は日進月歩というか、すごく進みが速くて、その中で海老名市が導入したころは家庭にパソコンがないような時代だったのです。学校に行くと初めてパソコンにさわる子どもたちがいたわけです。それが家庭でもパソコンがあるようになって、今はもう携帯とかスマートフォン、小型の持ち歩きに便利なパソコンみたいな機能がありますから。逆に海老名はまだパソコン室の中に固定のデスクトップパソコンがある状況なのに、子どもたちは家に帰ると小型のコンピューターでいろいろなことを、人とコミュニケーションをとるような時代になっているので、教育としての方向性としては社会の状況に対しておくらしているのかな。

ただ、ここで、平成30年度を期にタブレット型の可動式のパソコンを入れて、授業等も考える中でちょっとそれに追いつくというか、現代の子どもたちの生活社会、また、子どもたちが将来、自分たちが仕事をしたりするような時代でもある程度活用できるようなものにここで作り変えて進めたいということで、まずはその3カ年の計画。すぐにはいかないで、3カ年の中でどのような計画をするかという説明をさせてもらったところですが、何かご質問、ご意見ありましたらお願いします。

**○平井委員** 将来構想の中の赤枠の中に、「授業を変える 学び方が変わる」の下に「・思考の可視化 ・瞬時の共有化 ・試行の繰り返し」という3点が載っているの

すけれども、これをもう少し具体的に説明していただきたいです。

**○教育支援課長** まず、思考の可視化については、時間を問わず、思考の過程、結果を可視化することが可能になるということです。例えば単元の初めにはこう考えていたものが、単元が終わるころにはこのように考えるようになったものが、タブレットのページをめくることにより、すぐにわかるというようなことが可能になるということです。または、体育の授業等で、初めはうまく前回りができなかった映像と、上手に回れるようになった映像を比較することも可能になると考えています。

瞬時の共有化については、多くの人の考えなどを、距離を問わずに瞬時に共有ができるということです。これは極端な例を言えば、遠く離れた人と同じ時間で、同じ情報が瞬時に共有できるということです。または、一斉授業の中でそれぞれの子どもたちが考えた思考を全て黒板のプロジェクターに映すことも可能、それが一瞬でできるということです。

試行の繰り返しについては、何度も試行錯誤、チャレンジが可能であるということです。例えば実験の結果、実験の様子を動画撮影して、何度も何度も繰り返し再生すること、またはストップモーションをかけることによって詳細な検証ができるというようなことを考えてございます。

**○平井委員** わかりました。ありがとうございます。言葉で言うよりも、やっぱり画面を通してという、その動きを通してというところですごく活用度は高いかなと思いますし、この3点の内容を聞いてみると、やはり学びの中ではすごく活用度は大きいと思います。策定理由の中にも「自らの可能性を最大限に発揮できる人材を育てること」、このわずかな文言の中でも授業のスケールの大きさをすごく感じます。人材を育てるという企業がやっているようなことをもう小学校の時点から意識を持って取り組むという、今までの授業の中でもすごくスケールの大きいものだなと感じさせる事業の1つだなと思います。ですから、その9年間の学びがどのようにえびなっ子の成長につながっていくかというところを楽しみにしていきたいなと思います。

**○松樹委員** 今9年間のという話もありましたけれども、その9年間の学習計画をこれから策定されると思うのですが、私はそれがすごく大切だと思います。何年生で、どれぐらいの段階まで目指してという形が大切だと思うのですが、現場の先生も試行錯誤しながら、という話ですが、この策定に関してはどのような形でやっていくのかお聞きしたいです。例えばどなたか専門の方を入れるのかとか、お知恵をかりると

か、どうお考えになっているのか。

○教育支援課長 学習計画の策定については、やはり現場の先生たちの意見を第一に考えて、子どもたちの実態、発達段階に応じて、今の海老名の子どもたちにこの段階でここまで身につけさせなければいけないという協議をもとに策定していきたいと考えております。

○伊藤教育長 柱になる部分で完全にフリーかという、昨年の段階である程度指導主事たちが低学年、中学年、高学年、中学校というのは、それぞれに応じてこれぐらいできればというものをつくってあるので、それらをもとに現場の先生たちに意見をいただいて精査して、練り上げていくという形になると思います。

○松樹委員 ロードマップの中にも「実践事例集の作成」と書いてあるので、現場の先生はもちろんです、経験されている方もいますし、先進的にやっている市もありますし、専門的に研究されている方もいらっしゃいますので、そのお知恵をかりるといっても私は1つの手かなと思います。あくまでも実践事例ですので、ああ、こんなこともできるんだとか、あんなこともできるんだとか、そういう方法もあるんだという気づきにもなると思います。その辺、いろいろな知恵をかりながら、もちろん現場の先生、そして授業を受ける子どもたちを中心に9年間をつくり上げていただきたいと思います。

もう1点、前後するような話で申しわけないですが、これは小学校にまず45台入れてという形ですが、中学校ではなくて、小学校にした理由を教えてください。

○教育支援課長 小学校においては、パソコン教室に子どもたちが行って、そこで活用するというよりも、可動式で、子どもたちが自由に使える環境を整えたいということです。子どもたち、実はタブレットの活用って、結構すんなりできるものです。当然使いなれている部分もあるのですが、やはり固定された教室ではなく、学びを広げるという意味でも小学校のうちにそのような学びを体験させたいということだと思います。

○松樹委員 またちょっと話が違うのですが、プログラムのタイプの勉強はタブレットでどのようにやっていくような形をとられるのでしょうか。

○教育支援課長 タイピングについてはタブレットでも別の着脱式のキーボードがあります。

○松樹委員 それを使ってという形。

○教育支援課長 着脱可能で、必要なときにそれをつける。

○松樹委員 くっつけてやるという形ですね。わかりました。

最後に、最初の「えびな型学校ICTの将来構想」と書いてある部分ですが、ぜひこれは、これは我々が見てもわかるような話ですけれども、例えば保護者が見て、これからこのように変わっていきますよというバージョンをつくるなり、先鞭と言うと変ですが、広報をしっかりと、こうやって変わっていきますという形のバージョンをつくって配布するなりという形をとれたらいいのではないかなという気がします。学校の授業もこうやって変わっていきますので、これだとまだまだ、保護者の方が見て、どういうことなんだろうかとわからないと思いますので、そんなものがあったらいいのかなという気がしますのでお願いします。

「AIロボットを学校に配置し」と書いてありますけれども、私はぜひお願いしたいなと思います。個人的な意見で大変申しわけないですが、大和のシリウスのエスカレーターのところの下にあるとロボットに、私は行くといつも話しかけてしまうのです。大変かわいく話しかけてくれるので、例えばあれを子どもたちが見たときに、もちろん人間ではない中で、ロボットとしてなぜ、どうやって動いているのだろう、どうやって話を聞いて、返してくるのだろうという「なぜ」が生まれてくるだろうと思うのです。わくわくしながら。そういうのは学習にとっては大変大切なこと。固有名詞を言えばペッパー君ですが、ペッパー君でなくてもいいのではないかという方もいらっしゃるかもしれませんが、ペッパー君型のああいうものの学校への導入をぜひご検討いただきたいなと思っています。個人的感想で大変申しわけないですが、よろしくお願いします。

以上です。ありがとうございます。

○伊藤教育長 最初にお話ししますけれども、将来構想について、先ほど保護者とか地域の方、特に保護者に海老名はどのように考えていますよということをお知らせする必要は、やっぱりあるのかなと思っています。そういう中で、まずは3カ年計画のこのようなものを皆さんにお認めいただいて、また庁内でもコンセンサスがとれた段階で、こうしますと言うのはちょっと……。財政的にかなり必要なこともありますので、そういうものがとれた段階で保護者には周知するような形はとりたいと思います。

○松樹委員 予算のこともありますが、ぜひお願いしたいと思います。



○伊藤教育長 わかりました。

○酒井委員 情報モラル教育のところに特に書いてはいないですけども、ここにセキュリティとかの教育も含まれると理解してよろしいですか。

○教育支援課長 結構でございます。

○酒井委員 情報指導員の導入というのが、これからの時代、すごく必要になってくるのかなと思うので、週に1回の導入だったとしても、長い目で見ると、ペッパー君が来る来ないは別としても、学校にタブレットが入る台数も、今は45台ということですけども、これからどんどん増えていくと、物品の管理とケアと中身で使うソフトのこととか、やっぱりそれなりに人手をかけないと、生徒に手渡して、ちゃんと戻ってきて大丈夫なのか、バッテリーの充電は誰がするのか、そういったことも考えると、現実的には——先生も今はもう本当にすごくお忙しいと思うので、タブレットのことを専門でやっていただけるという方が学校内に人手として必要になってくるのではないかと検討されたほうが、学校での活用がうまく進むのではないかと思います。

新しいことを導入して、新しい勉強ができるようになるのは本当に素晴らしいことなので、現実的にどのように人手を足していくのか。例えばコミュニティ・スクールで地域のお手伝いをしていただける方にタブレットを配ったりとか、充電する世話をするとか、そういうのも声をかけたら手伝ってくださる方とかもいるかもしれないですし、その方たちにパソコン室でパソコンの使い方を教えて、指導の補助みたいなボランティアみたいな感じで入っていただくとかというふうにすると、勉強もできて、ボランティアもできるのなら、じゃ、やってみようかしらという人材の掘り起こしとかにもなるのかなとも思うので、地域の方とパソコン室とタブレットがうまく回るような形で実現していくといいのではないかなと思います。よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 今のお話では、確かに結構手間ですね。集めて、保管して、誰かがバッテリーを充電して、次の授業に使えるとかなんかというのは結構手間だったりするので、例えば常駐して、そういう専門の方が要るのか、それとも酒井委員の1つの提案にあった地域の方々に、ひょっとしたらそういう仕事をやってきた方が結構いたりして、その方がリタイアして、じゃ、学校の手伝いをしてもいいということは、募集したら、いる可能性もあるのかなと思うので、さまざまな方法で。

我々市行政としては、先ほどの支援員を指導員にするという1つの方法があるのだ

けれども、それ以上にサポートする方法についてはさまざま工夫ができると思うので、その点は和田教育支援課長、またいろいろ挑戦してもらってよろしいですか。お願いいたします。

**○海野委員** 本当にこれからますますICTのほうに学校が流れていくのかなと思いますけれども、将来構想の2行の文章を読ませていただいて「仲間とコミュニケーションを図りながら」というのは、今、子どもたちのコミュニケーションはまだ不足していると思うので、ICTの活用によって、さらに子どもたちと先生のコミュニケーションがよくなれば素晴らしいことだと、一番最初にこの2行を読ませていただいて感じました。予算がある限り、これからも続けていただければと思います。よろしくをお願いします。

**○伊藤教育長** 我々は委員さん方とまたどこかで話す必要が出てくるので、今コミュニケーションと言ったのだけれども、パソコンのコミュニケーション、場所が離れていたり、いろいろな国の人とのコミュニケーション。でも、本来は、家庭とかなんかで、みんなでこんなになってコミュニケーションをとり出したら、これは本末転倒なので。実際は幾らやったとしても、クラスの中とか、近くにいる人たちとかで話し合っ、手を握り合うというのは言葉があれですけども、そういうコミュニケーションがとれるというのは、多分これを進める1つの方向性と何か違うことが話題になってくるのかなと思う。これはタブレット機器が何のために有効なコミュニケーションなのか、人間本来の必要なコミュニケーションが確実にないと、またちょっと違ってくる、そこが安易にパソコンとかなんか、または携帯電話等の弊害として出てきているのが現状なので、我々教育委員会としては、本当にその辺は十分に見きわめながら行っていきたい。

一度授業を見たときも、ここでこれを使わなくてもいいだろうということを委員さん方が感想でおっしゃられたではないですか。だから、道具に振り回されるのではなくて、道具をうまく活用できることを間違えてはいけないかなと思うので、その点でまた、これが進んでいくと、絶対みんなでそのことを話し合う場面がいつか来るのかなと私は予想しているんですけども、松樹委員、うなずいていますけれども、どうですか。

**○松樹委員** 先ほどちょっとお話ししましたがけれども、どう使うかの話ですので、タブレットだけとってコミュニケーションが図れるわけではありませんので、補助ツ

ルというか、もしかしてコミュニケーションに化学反応を起こしてくれるエッセンスなのかもしれないですし、タブレットをどう使って、どう活用していくのか。そこが一番みそなのではないかなと思いますので、うまく配置していただきたいなと思います。

○酒井委員 子どもにプログラミングとかを勉強させたいなと思うと、民間でいろいろありますものね。キャンプとかいろいろあって、結構金額も高くて、なかなか行かせてあげられないなと思うのですけれども、ゴールで「課題発見・解決できる」と書いてあるので、例えば課題を発見したら、それを解決するようなアプリ、簡単なものだったらつくれるとか、そういうものを具体的な目標に入れて、アプリとかもつくれるようなものなのだなという簡単なものでもいいので。例えばLINEのスタンプとかを自分たちでつくって上げたりとかもできるとか、アプリとかコンテンツを使える利用者を育てるのではなくて、コンテンツをつくる側になれるのだと中学校を卒業するまでに子どもたちが思うきっかけになれば、そこから先は多分子どもたちは自分で勉強していけるようになると思うので、ぜひいい消費者になるような教育ではなくて、そういったものをつくる側になって、それこそそれで稼いでいけるような教育の第一歩になるといいなと思います。ちょっと欲張りですけれども。

○伊藤教育長 だけれども、みんなが稼げるわけではないからね。それによって、みんなが生活を豊かにできればというぐらいはと思いますけれども。

○平井委員 私は特別支援に目が行きます。海老名小学校の支援級でも授業をされたということですが、支援級には、先ほど松樹委員がおっしゃったようにAIロボットとか、通常級の枠と一緒にではなくて、やはり支援の枠という形できちんとそういう学びの状況を捉えて、そこに当てはまるような機器をきちんと入れていく必要があるのかなと私はすごく思います。何かにつけて、やはりそちらは二の次になりかねない。後づけ、後づけみたいな形になりつつあるので、そこは並行線、2本の線できちんとやっていかないと、いつも同じ状況にはならないかなと思うので、そのあたりは少し意識して、私たちもそうですけれども、構想を練っていくときに頭の中に置いておいてほしいなという願いはあります。

○伊藤教育長 この下の点々の中、例えば家庭学習とか遠隔授業でこういうことをやるという中でも、最初に特別支援という支援級での活用が入っているので。でも、通常級とか学校もだけれども、支援級に1人、ペッパー君みたいな人が入ったら、どう

いう反応をして、どのように変わるかというのは研究というか、導入して、試行するおもしろさがありますね。

○平井委員 障がいの多様性の中から、子どもが持っている潜在能力を引き出せるというところも結構出てくるのではないかなと私的に思います。コミュニケーションのところからも。だから、試行ではないけれども、予算が許すならば、どこかの学校へ1つ取り入れて、やってみるのも大きな成果につながるのかなとすごく思うところがあります。今これだけ家庭の中に入ってきているのだから、もっと有効に教育の中で活用できるかなと思います。

○伊藤教育長 仲戸川学び支援課主査、さっきからうなずいていますけれども、そんな感じがしますか。

○学び支援課主査 します。

○松樹委員 今の平井委員の発言は私も大賛成ですが、ペッパー君とは言わないんですけれども、それに準じたAIロボットとか、またはタブレットに関しても支援級の方。もしかして、タブレットで見たほうが合う子どももいるかもしれませんし、その辺は柔軟に考えて導入とか、念頭に置きながらやっていただくといいかなと思いますので、ぜひそういうのはお願いしたいなと思います。

○伊藤教育長 そうですね。だから、今までの授業の中でも、例えば支援級が操作性とかなんかと言っていたけれども、ボタンを押せば済むのと、字で書いて表現しなければいけないのでは全然違うから。また、書くのも難しいし、音声も難しいかもしれないけれども、音声でそれを拾ってもらって、授業で展開できるとかなんかによってもまた違うからね。

○松樹委員 例えば自分で撮った写真をみんなに見せられるとか、違った授業展開も考えられると思います。支援級の中では。

○伊藤教育長 教育部長、よろしいですか。

○教育部長 はい。

○伊藤教育長 それではよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 このことについては今後も教育委員と議論しながら、よりよいものになりたい。

ただ、ここで海老名市教育委員会として、タブレットの導入に当たって、今後のえ

びなっ子 I C T 活用 3 年計画を進めてまいりたいということでご協議いただきました。

議案第12号を採決いたします。この3年計画について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第12号を原案のとおり可決いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会5月臨時会を閉会いたします。